

産業立地促進補助金（設備補助）の補助対象施設等の休廃止に係る取扱い要領

1 趣 旨

この要領は、産業立地促進補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に基づき交付する補助金（設備補助に限る。以下「補助金」という。）の補助対象施設等の休廃止に係る取扱いについて、補助要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 対 象

この要領は、補助金の交付を受ける補助事業者を対象とする。

3 補助対象施設等の廃止の場合の取扱い

（1）補助金の減額及び返還

補助事業者が最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に補助対象施設等を廃止（主な設備の撤去等を含む。以下同じ。）したときは、知事は補助金額を補助金交付決定額から、以下に定める方法で算出した額（以下「不交付額」という。）を減額するものとし、既に交付した額が、その減額後の額を超えるときは、補助事業者に対しその超える額の返還を求めるものとする。

<不交付額の算出方法>

$$\text{不交付額} = \text{交付決定額} \times \frac{10 - \text{補助対象施設等稼働年数}}{10}$$

※ 補助対象施設等稼働年数：最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から補助対象施設等廃止の前年度までの年数

（2）補助金交付の中止

分割により補助金交付を受けている補助事業者が、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から最後の補助金交付を受ける年度までの期間（以下「分割交付期間」という。）中に補助対象施設等を廃止したときは、知事は当該年度以後の補助金交付を中止する。

4 補助対象施設等の休止の場合の取扱い

（1）補助金交付の中止

分割により補助金交付を受けている補助事業者が、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に補助対象施設等を休止したときは、知事は原則として、当該休止をした日の属する年度以後の補助金交付を中止する。

ただし、休止から再開までの期間が 1 年未満であるときは、補助金交付を中止しないことができる。

（2）補助対象施設等の再開

ア 補助事業者は、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に休止した補助対象施設等の稼働を再開するときは、速やかに知事に補助対象施設等稼働再開届兼補助金交付再開申請書（様式第 1 号）及びその他知事が求める添付書類を提出しなければならない。

イ 補助事業者が休止した補助対象施設等の稼働を再開した場合、各項において「最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内」としている規定は、「最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して、補助対象施設等が休止した期間を除き 10 年度以内」に読み替えて適用するものとする。

（3）補助金交付再開の決定等

ア 知事は、4（2）アの申請があった場合、補助金交付を再開すべきものと認めたときは、

補助金交付の再開を決定し、補助金交付再開決定通知書（様式第2号）により当該補助事業者へに通知するものとする。

イ 知事は、補助金交付再開にあたり、補助要綱第4条第3項に定める補助金交付決定通知書又は補助金交付決定通知書兼実績確認書に記載した補助金の分割交付期間を延長できるものとする。

ウ 知事は、補助金交付再開にあたり、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。

（4）補助金の減額及び返還

ア 補助事業者が補助対象施設等を休止した後、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年度以内に4（2）アに定める補助対象施設等稼働再開届兼補助金交付再開申請書を提出しない場合、補助対象施設等を廃止したものとみなす。

イ 知事は、補助事業者が休止している補助対象施設等を廃止したとき、又は前項により当該施設が廃止となったときは3の取扱いを準用する。

5 補助事業者への通知

知事は、3（1）（4）（4）イにおいて、準用する場合を含む。）に定める補助金の減額を決定したときは、補助要綱第14条第2項に定める補助金交付中止決定通知書兼補助金額変更通知書により当該補助事業者へに通知するものとする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年2月7日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年1月29日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の補助金実施要領の規定による申請書その他の書類については、この要領の施行の際現に残存するこの要領による改正前の補助金実施要領の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。